

カナダ連邦政府による検疫措置の緩和

6月21日、カナダ連邦政府は、カナダに入国する渡航者への検疫措置の緩和（第1段階）について発表しました。概要は以下のとおりです。

2021年7月5日の23時59分（東部夏時間）以降から、カナダへの入国が許可され、COVID-19ワクチン接種を完了した渡航者は、隔離や8日目のCOVID-19検査を受けるという連邦政府規則の対象にはなりません。

さらに、飛行機で到着するワクチン接種を完了した渡航者は、政府認可のホテルに滞在する必要はありません。

渡航者がワクチン接種を完了していると思なされるためには、カナダに入国する少なくとも14日前までに、カナダ政府によって承認されたワクチン接種を完了している必要があります。

現時点で承認されているワクチンは、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ/COVISHIELD及びジョンソン&ジョンソンによって製造されたものとなります。

ワクチンは、どの国において接種されたものでもよく、ワクチン接種に関する証明文書（英語、フランス語又は公証翻訳されたもの）を提出する必要があります。

これらの新しい措置の適用を受けるためには、ワクチン接種を完了した渡航者は、到着前及び到着時の検査を含む、その他のすべての必須要件を満たしている必要があります。

ワクチン接種を完了した渡航者は、(1) 無症状であること、(2) ワクチン接種に関する証明文書を紙または電子媒体で持っていること、(3) カナダに到着する前にArriveCANを通じてCOVID-19関連情報を電子的に提供することも求められます。

なお、入国の際に検疫免除に必要なすべての条件を満たしていないことが判明した場合に備えて、適切な検疫（隔離）計画を準備しておく必要があります。

また、入国の際、他のすべての渡航者と同様に、公共の場でマスクを着用するなどの公衆衛生対策を講じ、ワクチン接種に関する証明と検査結果のコピー及び入国後14日間の連絡先を用意する必要があります。

ワクチン接種を完了していない渡航者に対しては、現在の国境での検疫措置に変更はありません。カナダに到着する前に、ArriveCANを通じて関連情報を提供し、3泊分の政府認可のホテルを予約することが必要となります。

一部の州及び準州では、独自の入国制限が設定されている場合があります。渡航前に、連邦及び州又は準州の制限と要件の両方を確認の上、その内容に従ってください。

ワクチン接種の状況に関して虚偽の情報を提出した人は、検疫法に基づき最高750,000ドル又は6か月の懲役、あるいはその両方が課せられる可能性があります。

【カナダ連邦政府発表】

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/06/government-of-canadas-first-phase-to-easing-border-measures-for-travellers-entering-canada3.html>

【検疫措置緩和に関する詳細】

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/06/backgrounder-phase-1-of-easing-border-measures-for-travellers-entering-canada.html>

在モンリオール日本国総領事館 領事班

Tel : 1-514-866-3429

メール : consul@mt.mofa.go.jp

当館 HP: <https://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp>

当館 Facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsMontreal>

当館 Twitter: @JaponMontreal <https://twitter.com/JaponMontreal>